

2022年4月14日

各 位

会 社 名 スローガン株式会社

代表者名 代表取締役社長 伊藤 豊

(コード番号:9253 東証グロース)

問合せ先 取締役 執行役員CFO 北川 裕憲

(TEL 03-6434-9754)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月14日開催の取締役会において、以下のとおり、2022年5月27日に開催を予定している定時株主総会に「定款一部変更の件」について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

- (1) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号、以下「改正産競法」)により、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆる「バーチャルオンリー株主総会」)の開催が可能となりました。当社は、遠隔地の株主様等多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図るとともに、感染症や自然災害等の大規模災害時のリスクを低減するため、バーチャルオンリー株主総会を開催することができるよう、当社定款における招集に係る規定(現行定款第12条第2項)を新設 するものであります。なお、本定款変更の効力は、本株主総会での決議に加え、改正産競法の定めにより、当社が実施するバーチャルオンリー株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認(以下「本確認」)を受けることを条件として、本確認を受けた日をもって生じるものといたします。
- (2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正 規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されるこ ととなりますので、以下のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが 義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります
 - ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則 は期日経過後に削除するものといたします。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年5月27日 (予定) 定款変更の効力発生日 2022年5月27日 (予定)

3. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下線は変更部分を示します。)
現行定款	変更案
第1条~第11条 <省略>	第1条~第11条 <現行どおり>
(株主総会の招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年 度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会 は必要がある場合に 招集する。 <新設>	(株主総会の招集)第12条<現行どおり>2当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。
第13条~第14条 <省略>	第13条~第14条 <現行どおり>
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に 係る情報を、法務省令に定めるところに従い インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみな すことができる。	<削除>
<新設>	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
第16条~第43条 <省略>	第16条~第43条 <現行どおり>
<新設> <新設>	(附則) 1 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の目である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。 3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。